

【健康保険の被扶養者申請にあたり】

◆被扶養者になれる人

(1)被保険者と同居していても別居していてもよい人

配偶者(内縁関係も可)、子・孫、兄・姉、弟・妹、父母・祖父母などの被保険者の直系尊属

(2)被保険者と同居していることが条件になる人

(1)以外の3親等内の親族、被保険者の配偶者(内縁関係も可)の父母・連れ子、配偶者(内縁関係も可)死亡後の父母・連れ子

◆被扶養者になれる人の範囲

被扶養者になれる人は、**一定の条件が必要**になります。

同居(同一世帯)の場合は、**年収が130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)**で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であることが必要です。

別居の場合は、**年収130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)**で被保険者からの仕送り額より少ない場合となります。

同居・別居にかかわらず後期高齢者医療制度の対象者(75歳以上)は被扶養者にはなりません。

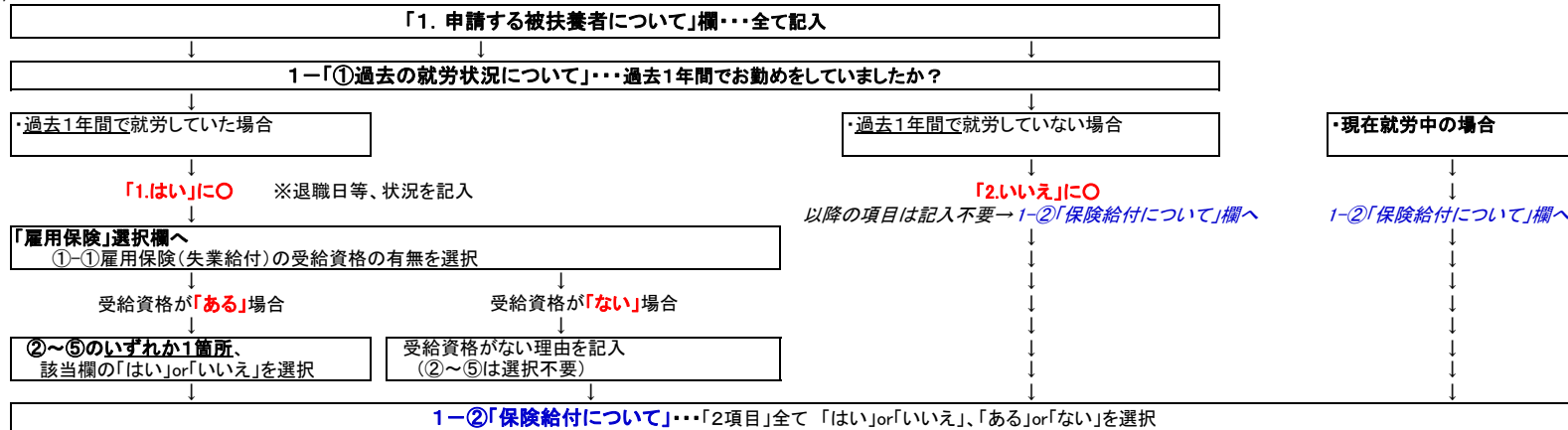
※上記により被扶養者の認定が行われますが、個々の具体的事情に照らしもとも妥当と思われる認定を健康保険組合が行います。

【被扶養者申請理由書「被扶養者」についての記入の流れ】

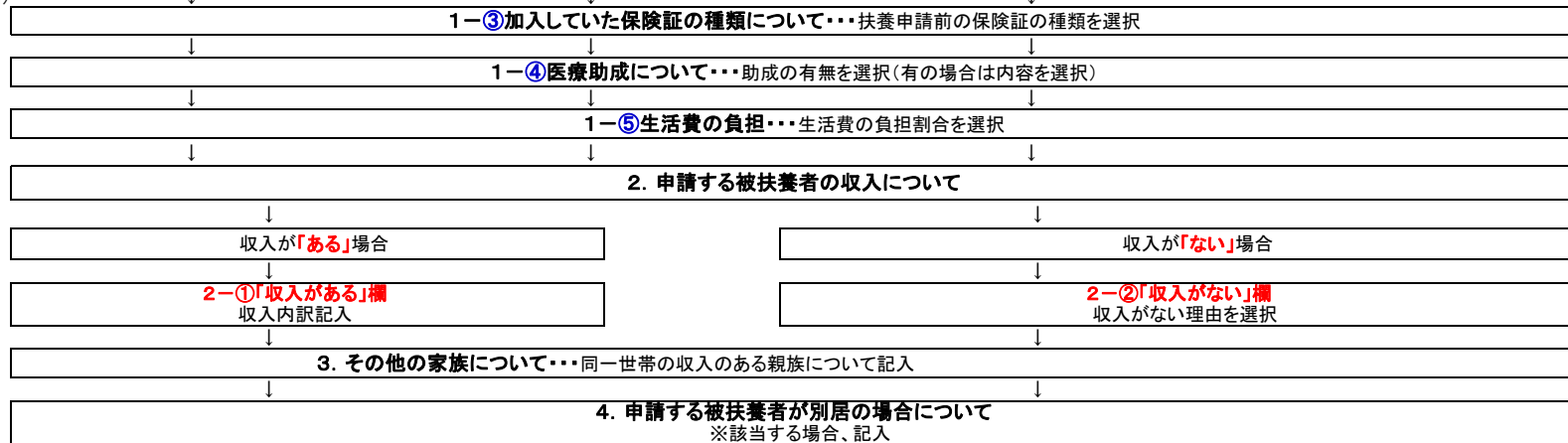
上記「被扶養者になれる人」の条件を満たしていることを確認した後、被扶養者について、扶養申請に必要な「被扶養者申請理由書」を下記の流れに沿って記入していきます。

※「被扶養者申請理由書」には、認定に必要な「添付書類」が記載されていますので、該当する場合は提出が必要です。**各書類の発行場所は【別表1 被扶養者認定に必要な提出書類】を参照ください。**

(表面)



(裏面)



被扶養者認定に必要な提出書類【別表1】

注) ○…該当している方は必ず提出する書類

- ・ 被扶養者認定の収入基準は、申請時に将来に向けての収入の有無によって判断することになります。
- ・ 申請時点において、無職無収入で将来に向けて収入が無しの場合、過去の収入の額に関わらず認定可能になります。

添付書類			配偶者・子・および兄弟姉妹							父母・祖父母・曾祖父母				その他	(参 考) 証明書が発行される 場 所 等			
			配 偶 者	た だ し 新 生 児 は 住 民 票 不 要	十 六 歳 未 満 の 者	十 八 歳 以 上 の 学 生	十 八 歳 以 上 の 浪 人 生	大 学 院 生	フ リ ー タ ー ・ 就 職 浪 人	直系尊属		姻族						
										父 母	祖 父 母 曾 祖 父 母	父 母	祖 父 母 曾 祖 父 母					
親族、同居、別居関係を証明するもの	被保険者との関係が分かる書類	住 民 票 (世 帯 全 員)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所			
収入・生計維持関係を証明するもの	申請日 前就職 してい なかつ た方	収入なし	学生証のコピー又は 在学証明書			○	○	○							学 校			
			申立書				○		○							本 人		
			所得・非課税証明書	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所		
	申請日 前に就 職して いた方	い ず れ か 1 つ	収入あり	所得・非課税証明書	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所		
				雇用保険受給前	離職票(写し)、誓約書	○					○	○	○	○	○	○	職 業 安 定 所 長	
				雇用保険受給後	支給終了書類のコピー	○					○	○	○	○	○	○	○	職 業 安 定 所 長
	該 当 す る も の			雇用保険未加入者	雇用保険未加入証明書	○					○	○	○	○	○	○	前 事 業 主	
				所得・非課税証明書	○						○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所	
				各種年金・恩給を 受給している方	最近の年金改定通知書の写 所得・非課税証明書	○						○	○	○	○	○	○	日 本 年 金 機 構 居住地の市・区役所
				各種年金・恩給を 受給していない方	申立書 所得・非課税証明書	○						○	○	○	○	○	○	本 人 居住地の市・区役所
勤労収入のある方				収入証明書(3ヶ月賃金賞与写)	○						○	○	○	○	○	○	事 業 主	
共通するもの	被扶養者認定申請の際共通して 必要となる書類		不動産・利子・配当などの収入	確定申告書・収支内訳書の写	○					○	○	○	○	○	○	所 轄 の 税 務 署		
			身体障害者の場合	障害者手帳の写	○						○	○	○	○	○	○	都 道 府 県	
共通するもの	被扶養者認定申請の際共通して 必要となる書類		被扶養者異動届		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本人の事業所の総務部(課)			
			被扶養者申請理由書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		

(H30.10)

- * 上記書類以外にも健康保険組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- * 雇用保険の受給手続中・受給中は認定の対象となりません。(ただし、受給延長期間・受給日額が3,611円以下の場合は除きます。)
- * 傷病手当金・出産手当金の受給中は原則認定の対象となりません。
- * 一時金は、その金額を「取得した時から1年間の収入」と捉えます。事実が遅れて判明した場合は、「判明時から1年間の収入」と捉えます。